

普通預金（無利息型普通預金） 説明書

1. 商品名 (愛称)	普通預金	無利息型普通預金
2. 販売対象	・法人、個人	
3. 期間	・特に期間の定めはありません。	
4. 預入(受入) (1)預入(受入)方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位 	
5. 払戻(支払)方法	・随時払戻しできます。	
6. 利息 (1)適用金利 (利率表示場所) (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法 (4)課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示金利を適用する変動金利となります。 ・適用金利は毎日見直しされます。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日 に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、 付利単位を100円として利息を計算 します。 ・法人の場合は、法人課税 ・個人の場合は、分離課税(税率20%) ※平成25年1月1日から平成49年12月 31日までの間に支払われる利息には復 興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ※適用金利については「窓口」でお問 い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>利息はつきません</u>
7. 手数料	—————	
8. 付加できる特約 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は「総合口座」の取扱いが できます。(ただし<u>16歳未満の方およ び成年後見制度ご利用の方は</u>お取り扱 いできません。) ・<u>未成年者は総合口座貸越をご利用いた だけません。</u> ・個人の場合はマル優の取扱いができま す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は「総合口座」の取扱いが できます。(ただし<u>16歳未満の方およ び成年後見制度ご利用の方は</u>お取り扱 いできません。) ・<u>未成年者は総合口座貸越をご利用いた だけません。</u>

9. 中途解約の取扱い		
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>	
11. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 <p>※決済用預金(注)以外の預金保険制度の付保対象預金等は、1金融機関1人当たり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p> <p>(注)決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3条件を満たすものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 ・ 預金保険制度により全額保護の対象となります。 ・ 現行の普通預金からの変更の場合、口座番号の変更は致しませんので、現在ご使用されている通帳やCDカードはそのままご使用いただけます。 ・ 新規開設および現行の普通預金から変更の取扱いの際にお届けいただく「普通預金(無利息型)取扱依頼書(兼定期性総合口座(普通預金無利息型)取扱依頼書)」には、印紙代200円が必要となります。 ・ 無利息型普通預金から利息のつく普通預金へ変更の場合、口座番号の変更は致しません。この場合は、現在ご使用されているCDカードはそのままご使用いただけますが、通帳は新しいものに切替えさせていただきます。 ・ 無利息型普通預金から利息のつく普通預金へ変更の取扱いの際にお届けいただく「無利息型から付利型への取扱変更依頼書」には、印紙代200円が必要となります。